

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年10月25日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
改正資料	3

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布されました。

その後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日に公布されました。

これに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置

ア 減額対象者

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）

イ 減額内容

出産被保険者に係る国民健康保険税（所得割額及び均等割額）の出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間を減額します。

多胎妊娠の場合は、国民健康保険税（所得割額及び均等割額）の出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を減額します。

【産前産後免除期間】

令和6年1月1日施行

年	令和5年			令和6年				
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
11月出産		×	■	×	免除			
12月出産			×	■	免除	免除		
1月出産				×	■	免除	免除	
2月出産					免除	■	免除	免除

■出産予定月

(2) 施行日

令和6年1月1日から施行します。

(3) 経過措置

改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○ 改正資料

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 **一部抜粋** 【令和5年5月19日公布】

第5条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第703条の5第3項関係

3 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 **一部抜粋**

【令和5年7月20日公布】

第3条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部を次のように改正する。

第56条の89第4項関係

4 法第703条の5第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、所得割額（納稅義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。同号において同じ。）について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（総務省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。